

令和7年度 内閣官房防災庁設置準備室職員 選考採用

(係長級(一般職相当))受験案内

1. 職務内容

政府では、南海トラフ地震等の国難級の災害に対し、人命を守り抜き、必要な国家・社会機能を維持するため、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から我が国の防災の在り方を構想するとともに、徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔としての機能を担う組織として、令和8年中の防災庁の設置を目指しています。

具体的には、防災庁全体の円滑な事務遂行のための「総合調整（官房機能）」を担う部局、災害発生時における「事態対処」を担う部局に加えて、徹底的な事前防災推進のための「戦略的な防災計画・対策の企画立案」を担う部局、産官学民連携体制の構築や、避難生活環境の抜本改善、人材育成などの「地域防災力強化」を担う部局を置くとともに、広報、防災産業・研究開発、防災教育等の取組を強化していく予定です。

内閣官房防災庁設置準備室の職員として、防災庁の立ち上げに向けた準備に関する業務や、総務、人事、会計、政府情報システム、広報等の内部管理業務、総合調整業務、政策の企画・立案、事業の実施に関する業務を担う係長級の職員を募集します。

採用後は、国家公務員採用一般職試験合格者相当として任用されます。

(主な担当業務)

当面は、防災庁の設置に向けた準備として、総務、人事、会計、政府情報システム、広報等の内部管理業務、総合調整業務を中心に従事していただきます。

その後は、総務、人事、会計、政府情報システム、広報等の内部管理業務、総合調整業務のほか、政策の企画・立案、事業の実施に関する業務も含めて、幅広く業務に従事していただきます。

※ なお、当試験（係長級（一般職相当））のほか、自身の経験や専門性を活かして主に政策の企画・立案、事業の実施に関する業務を担う補佐級・係長級（総合職相当）の選考採用試験についても、今後、別途実施を予定しております。

2. 求める人材

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (3) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

3. 応募資格

- (1)大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、民間企業、官公庁等において一定の職務経験（令和8年4月1日時点において、大学を卒業したものは7年以上、短期大学、高等専門学校を卒業したものは10年以上、高等学校を卒業したものは12年以上）を有する者
- (2)次のいずれかに該当する者は応募できません。
 - ①日本の国籍を有しない者
 - ②国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
 - ④採用予定期間に国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）

4. 採用予定人数

20名程度

5. 採用予定時期

令和8年4月1日以降

(採用日は令和8年7月頃まで調整可能です。採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください。)

6. 勤務地

内閣官房防災庁設置準備室

(東京都港区赤坂2-4-6 又は東京都千代田区永田町1-6-1)

7. 給与

採用時の俸給月額（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等に基づき、採用後に従事する職務及び採用者の職務経歴等を考慮して決定します。なお、採用後の勤務成績に応じて昇格（給与等級が上がること）及び昇給（年1回）等があります。

また、手当は、代表的なものとして地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）があり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等に基づき支給されます。

〈モデル給与例〉

係長級（行（一）3級）

月額： 33万円以上

年額： 554万円以上（年2回のボーナス含む）

※上記には、扶養手当、住居手当、通勤手当等の職員の実情に応じて算定される手当は含まれておりません。

※給与法の改正により変動する場合があります。

8. 勤務時間・休暇

- (1) 勤務時間は原則 1 日 7 時間 45 分で、土・日曜日及び祝日、年末 12 月 29 日～年始 1 月 3 日は休みです。
- (2) 休暇は、年 20 日の年次休暇（採用初年は、採用の時期によって付与日数が異なります。4 月 1 日採用の場合、15 日付与され、20 日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

9. 選考日程、選考方法及び試験地

(1) 一次選考：経歴評定、論文試験

応募時に提出いただいた履歴書、論文により選考します。

一次選考合格発表日：令和 8 年 1 月 30 日（金）

※一次選考の受験者全員へ電子メールにより結果を通知します。

(2) 二次選考：人物試験

令和 8 年 2 月中旬頃に実施します（試験日は一次選考合格者に個別にお知らせします。）。

二次選考は、中央合同庁舎 8 号館（東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1）等で行います。

(3) 最終合格発表日：令和 8 年 2 月 27 日（金）

※二次選考の受験者全員へ電子メールにより結果を通知します。

10. 応募方法

(1) 受付期間：令和 7 年 12 月 26 日（金）から令和 8 年 1 月 23 日（金）まで

(2) 提出書類

提出資料は次の①から④とし、①から③については指定様式を使用してください。

① 履歴書（様式 1）

- ・顔写真を貼付してください。

- ・志望動機を記載してください。

(2) 職務経歴書（様式2）

- ・これまでの職務経歴について、期間、業務内容（担当業務の詳細、実績等）や役職等を記載してください。

(3) 小論文

- ・これまでの職務経験において、あなたが果たした役割や工夫した点について触れながら、当該経験や自身の専門性をどのように活かして、防災庁設置準備室職員として、総務、人事、会計、政府情報システム、広報等の内部管理業務、総合調整業務や、政策の企画・立案、事業の実施に関する業務で、どのような貢献ができると考えているかを具体的に述べて下さい。

(2,000字以内)

(4) 戸籍謄本又は住民票（本籍記載のもの）

- ・発行日から発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。（コピー可。ただし、採用内定者に選考された場合は、原本を提出いただくこととなります。）
- ・受験者の日本国籍の有無を確認するために提出を求めるものです。

(3) 提出先

【メールの場合】

bousai_jinji_saiyo☆cas.go.jp（☆は@に置き換えてください。）

【郵送の場合】

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房防災庁設置準備室 選考採用（係長級（一般職相当））担当者宛て

(4) その他

- ・応募の秘密については、厳守します。また、応募書類の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・面接試験に伴う交通費等の経費は自己負担となります。
- ・採用内定者に選考された場合、最終学歴の卒業（終了）証明書、在籍した企業等発行の在

職証明書、健康診断書（自己負担により任意の医療機関で実施。）を速やかに提出していただくこととなります。

- ・国家公務員身分証としてマイナンバーカードを使用するため、勤務に当たってはマイナンバーカードが必要となります。

【お問い合わせ先】

内閣官房防災庁設置準備室

担当：川上、山口

住所：〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線33913、33908）